

医師国保からのお知らせ

～令和5年度分国民健康保険料および減額申請手続き等～

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は当組合の事業運営に格別のご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和4年度は、令和2年度よりなお続く新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、当初計画していた事業実施を一部中止せざるを得ない状況が続くなどでしたが、療養給付費は受診率の増加が顕著で上半期では被保険者一人当たり費用額で前年比約10.6%の増となっており、令和4年度決算で実質収支が約1億7500万円の赤字見込みであります。

医療費の伸びや各種拠出金の増加を勘案すると、令和5年度以降の財政見込もかなり厳しい状況下となると言わざるを得ません。

そのような状況下、2月16日に開催いたしました通常組合会において、令和5年度の国民健康保険料を据え置きとした場合、実質単年度収支で大幅な赤字となることが見込まれる事や、介護納付金賦課額の収支が赤字となる事から、国民健康保険料は、組合員の基礎賦課額及び介護納付金賦課額を改定し、准組合員と家族の基礎賦課額、後期高齢者支援金賦課額、後期高齢者賦課額は据え置きと決定しましたのでお知らせいたします。

なお、保険料減額の適用、申請方法（4ページ以降）についても併せてお知らせいたしますので、適用を希望される方（新規・継続とも）はご申請願います。

敬具

1. 令和5年度分（令和5年4月～令和6年3月）国民健康保険料について

国民健康保険料（月額）は、(1)～(3)の合計額です。

(1) 基礎賦課額および後期高齢者支援金賦課額の計（従来の「医療分保険料賦課額」）

	基礎 賦課額	後期高齢者 支援金賦課額	計
75歳未満の組合員（被保険者である組合員）	31,300円	4,900円	36,200円
組合員の世帯に属する被保険者一人につき	10,100円	4,900円	15,000円
75歳未満の准組合員（被保険者である准組合員）一人につき	12,600円	4,900円	17,500円
准組合員の世帯に属する被保険者一人につき	10,100円	4,900円	15,000円

(2) 介護納付金賦課額

40歳以上65歳未満の被保険者（介護保険第2号被保険者）一人につき	5,900円
-----------------------------------	--------

(3) 後期高齢者賦課額（広域連合に納付する後期高齢者医療制度の保険料とは別のもの）

75歳以上の組合員（被保険者資格のない組合員）	5,000円
75歳以上の准組合員（被保険者資格のない准組合員）	1,000円

2. 保険料の減額申請について（手続き方法は4ページ以降をご参照ください）

組合員の前年の総収入金額が2,500万円未満であり、かつ、所得税の課税される所得金額が400万円未満である場合には、申請に基づき、組合員およびその家族の保険料を減額します。准組合員およびその家族は適用されません。

【送付先・お問合せ】大阪府医師国民健康保険組合

〒542-0062 大阪市中央区上本町西三丁目1番7号(大阪府医師協同組合南館7階)

TEL (06) 6761-8096 FAX (06) 6761-0596 <http://osaka-ishikokuho.or.jp/>

令和5年度国民健康保険料の減額申請について

令和4年分の総収入金額が2,500万円未満であり、かつ、所得税の課税される所得金額が400万円未満の組合員は、申請により、当該組合員本人およびその世帯に属する被保険者の保険料を減額します。准組合員およびその世帯に属する被保険者は減額の対象となりません。（総収入金額は、株売買等による場合など一時的に収入として計上される金額を含めた合計収入です。）減額保険料額および減額申請の方法は次のとおりです。

■ 減額適用後保険料（月額）（令和5年4月～令和6年3月）

※組合員の前年分の総収入金額が2,500万円未満、かつ、課税される所得金額が400万円未満の場合に適用

区分 課税所得金額	基礎賦課額および後期高齢者支援金賦課額の計 (従来の「医療分保険料賦課額」)						介護 納付金 賦課額 (一人につき)	後期 高齢者 賦課額 75歳 以上 組合員
	75歳未満組合員			組合員の世帯に属する被保険者 (一人につき)				
	基礎賦課額	後期高齢者支援金賦課額	計	基礎賦課額	後期高齢者支援金賦課額	計		
300万円を超え 400万円未満	28,100円	4,900円	33,000円	10,100円	4,900円	15,000円	5,900円	3,000円
200万円を超え 300万円以下	22,000円	4,900円	26,900円	10,100円	4,900円	15,000円	5,900円	
100万円を超え 200万円以下	16,700円	4,100円	20,800円	8,700円	4,100円	12,800円	4,900円	
100万円以下	11,400円	3,200円	14,600円	4,800円	3,200円	8,000円	3,800円	
0円	7,700円	2,300円	10,000円	3,000円	2,300円	5,300円	2,600円	

■ 保険料減額申請の方法

保険料の減額を希望される方(新規・継続とも)は、次の手順により書類を提出していただく必要があります。
4月1日現在のご年齢が、

【75歳未満組合員】

第1期申請・・・申請要領（5ページ参照）の書類を提出してください。

第2期申請・・・情報連携により、確認を実施いたしますのでご了承願います。

なお、情報連携にて所得確認ができない場合は、申請要領（5ページ参照）の書類の提出をお願いすることがありますのでご承知願います。

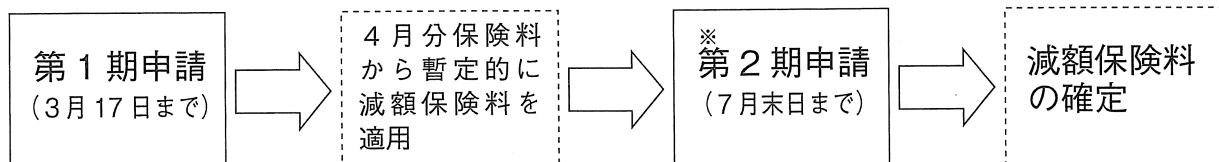
【75歳以上組合員】

第1期と第2期の申請を、申請要領にある（5ページ参照）書類を提出してください。

第1期と第2期の申請等により保険料の減額を確定することとなりますので、必ず期日までに申請の書類を提出してください。

減額の適用は、前年の所得を基準に判定しますので、令和4年度において減額の適用となった方が令和5年度においても減額の継続を希望される場合には、**あらためて（毎年）申請していただく必要があります。**

＜申請手順と減額保険料の適用時期＞



(注1) 保険料の減額適用は4月からとなりますが、第1期の申請期日を過ぎて申請された場合は、5月以降（申請受付日の翌月から）の適用となります。尚、新型コロナウイルス感染症の影響により、確定申告の期限が延長された場合、その期間に確定申告をされた方については、4月から遡及して減額適用とさせていただきます。

(注2) 第1期の申請により総収入金額、課税される所得金額を、また第2期の申請により確定後の所得金額を確認し、減額保険料を確定させていただくこととなります。

(注3) 7月以降に申請される場合は、第1期、第2期の申請を同時にしてください。

※75歳未満の組合員の第2期申請は所得の情報連携により当組合で確認いたしますので所得確認書類の提出は不要となります。

75歳以上の組合員は従来どおり第2期申請は所得確認書類を提出してください。

■ 申請要領

<第1期申請>

■ 提出期日：令和5年3月17日（金）

■ 提出書類：次のⅠ、Ⅱの2点

- Ⅰ. 『保険料の減額に関する申請書（9ページ）』（6～8ページの記載要領を参照して記載ください。）
- Ⅱ. 令和4年分の総収入金額および所得税の課税される所得金額を証明する書類（次の①～③のうち該当するいずれか1つ）

<確定申告している場合>

- ① 所得税申告書控の写（税務署受付印のあるもの、電子申告の場合は「申告書等送信票」（控）等を添付）申告書控の写は、申告区分に従って下表の●印の書類を添付してください。
例）分離課税の場合…申告書（第一表、第二表）と第三表の添付（控の写）が必要

申告書 申告区分	申告書		第三表	第四表 (一)・(二)
	第一表	第二表		
申告書(6ページ)	●	●		
分離課税の場合(8ページ)	●	●	●	
損失申告の場合(8ページ)	●	●		●

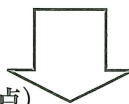
<給与所得のみ（勤務医等）で確定申告していない場合>

- ② 事業主の発行する「源泉徴収票」の写（ただし、年末調整済分）

<老齢、休業、長期疾病等の理由により、確定申告していない場合>

- ③ 公的年金を受給されている場合は、「令和4年分公的年金等の源泉徴収票」の写を添付してください。
* 非課税となる方であっても、第2期申請が必要となります。尚、新型コロナウイルス感染症の影響により、申告の期限が延長された場合、その期間に申告をされた方については、4月から遡及して減額適用とさせていただきます。

【注意】 提出書類に不備がある場合には、一旦書類をお返しし、再度提出された翌月から適用されることとなりますので、ご注意ください。



<第2期申請> 75歳以上の方(令和5年4月1日時点)

■ 提出期日：令和5年7月末日

■ 提出書類：

保険料減額申請者に係る令和4年分の所得を証明する次のイまたはロを郵送してください。
第2期申請用の書式はありませんので、郵送の際は、封筒に「第2期申請」と朱書きし、申請者の氏名を明記してください。

- イ. 『令和5年度市町村民税・府県民税納税通知書』の課税所得額が記載されているページの写（課税対象者には、6月頃、市町村から送付されます。）
- ロ. 『令和5年度市町村民税・府県民税証明書』（所得証明書）
- * 非課税となる方には、市町村から納税通知書が送付されない場合が多いので、市町村に所得証明の交付手続きをしてください。

【注意】 提出のない場合、もしくは第1期の申請内容とこれら通知書、証明書の内容が異なる場合は、減額開始時点に遡って適用を取り消し、または減額変更することになります。

- * 75歳未満の方で情報連携にて所得確認ができない場合は、所得確認書類(上記イ・ロ)のご提出をお願いする場合があります。

申告書

【第一表】

令和4年分の所得内訳等の申告書

①～⑦の合計額

給与所得	0.0	0.0
退職所得	0.0	0.0
雑所得	0.0	0.0
控除	0.0	0.0
所得	0.0	0.0
所得税	0.0	0.0
住民税	0.0	0.0
合計	0.0	0.0

※ 税務署の受付印が必要です。(電子申告の場合は「申告書等送付票」(控)等を添付)

【第二表】

令和4年分の源泉徴収の申告書

⑧の合計額

給与所得	4,200,000	4,200,000
退職所得	1,000,000	1,000,000
雑所得	1,000,000	1,000,000
控除	1,000,000	1,000,000
所得	5,200,000	5,200,000
所得税	1,000,000	1,000,000
住民税	1,000,000	1,000,000
合計	7,200,000	7,200,000

ご注意ください！

○税金滞り物の返還形債、一時所得に掛かる期間 (⑧)

期間	収入金額	返還形債	支払金額
1月	4,200,000	1,000,000	4,200,000
2月	4,200,000	1,000,000	4,200,000

課税所得、一時所得の収入金額を申告書【第一表】の⑦～⑧の合計額に加算して⑧欄に記入してください。

雑、配当は【第一表】に収入金額を記載するため、⑦～⑧の合計額に加算する必要はありません。

保険料の減額に関する申請書の記載要領

(該当される場合のみ記入の上、ご提出ください)

- < 申告書 >
 - ⑦～⑧の合計額+課税所得、一時所得の収入金額を⑧欄に記入してください。
- < 申告書 >
 - 課税される所得金額を⑨欄に記入してください。

保険料の減額に関する申請書 (第1期申請用)

令和4年 月 日

大府税務署長 藤田 誠

被保険者氏名 藤田 誠

被保険者生年月日 075 0000-0000-0000

申請組合員 藤田 誠

氏名 藤田 誠

住所 000-0000 町00

国保 大府

この欄に印する 印 74

令和5年度の国民健康保険料に關し、前収入金額が2,500万円を超え、かつ課税される所得金額が400万円未満のため、必要額を減額して申請します。

⑩ 今年1年分 総収入金額 0,000,000 円

⑪ 今年1年分 所得額の「課税される所得金額」 0,000,000 円

税務署に確定申告をされなかった組合員については該当する理由を○で囲んで提出してください。

【理由】

1. 令和4年度の国民健康保険料に關し、前収入金額が2,500万円を超え、かつ課税される所得金額が400万円未満のため、必要額を減額して申請します。
2. 令和4年度の国民健康保険料に關し、前収入金額が2,500万円を超え、かつ課税される所得金額が400万円未満のため、必要額を減額して申請します。

⑩ 今年1年分 総収入金額 0,000,000 円

⑪ 今年1年分 所得額の「課税される所得金額」 0,000,000 円

源泉徴収票の場合

令和4年分 給与所得の源泉徴収票

①の額を⑧欄に記入してください。

支払月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
支払金額	420,000	420,000	420,000	420,000	420,000	420,000	420,000	420,000	420,000	420,000	420,000	420,000
控除金額	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
支払総額	320,000	320,000	320,000	320,000	320,000	320,000	320,000	320,000	320,000	320,000	320,000	320,000

②の額から③の額を引いた額を⑨欄に記入してください。

分離課税用の場合

令和〇4年分の所得税及び復興特別所得税の申告書(分離課税用) F A 2 (第三表)

第二表 (令和四年分以降適用) ○第三表は、申告書の第一表・

①～②の合計額+申告書⑦～⑧の合計額+譲渡所得・一時所得の収入金額をP.9の①欄に記入してください。

⑦～⑧の合計額(ただし⑦欄の記載を省略されている場合は申告書⑩欄を加算すること)をP.9の②欄に記入してください。

損失申告用の場合

令和〇4年分の所得税及び復興特別所得税の申告書(損失申告用) [第四表(一)]

令和〇4年分の所得税及び復興特別所得税の申告書(損失申告用) [第四表(二)]

3 翌年以後に繰り越す損失額

4 繰越損失を差し引く計算

5 翌年以後に繰り越される本年分の繰越損失の金額

6 翌年以後に繰り越される株式等に係る譲渡損失の金額

7 翌年以後に繰り越される先物取引に係る損失の金額

①収入金額の合計額+申告書⑦～⑧の合計額+譲渡所得・一時所得の収入金額をP.9の①欄に記入してください。

